

### 3 京都市・歴史的都心における放置自転車等対策の推進について

(国土交通省)

京都市では、市内有数の繁華街、京町家に代表される伝統的町並みなど、京都の魅力と活力が凝縮されている歴史的都心（河原町通、四条通、烏丸通及び御池通に囲まれた地域）において、「歩いて楽しいまち」の実現を目指し、「歩いて楽しいまちなか戦略」を推進しております。

その中では、自動車の渋滞や自転車の違法駐輪、走行マナーの悪化などをはじめとする交通問題が大きな課題となっており、特に放置自転車等対策は必要不可欠な施策であります。

そこで、このたび、「駐輪スペースの確保」と「駐輪マナーの向上」を柱とし、公園の地下を利用した自転車等駐車場の整備、自転車駐車場付置義務の強化や放置自転車撤去の強化など5つのアクションからなる、全国でも類を見ない「都心部放置自転車等対策アクションプログラム」を策定致しました。

京都市では、このプログラムの実施により、歴史的都心が更に魅力あふれる空間となり、市民や観光客の皆様に京都のまちなかをゆっくりと楽しんでいただける風土を醸成し、全国のモデルとなるよう全力を傾注して参る所存であります。

つきましては、抜本的な放置自転車等対策として、自転車等駐車場などの公共施設整備事業に必要な国庫補助金所要額の確保等特別な財政支援を要望します。

#### 要望事項

京都の魅力と活力が凝縮されている歴史的都心における「歩いて楽しいまちなか戦略」推進のための自転車等駐車場整備などに必要な国庫補助金所要額の確保等特別な財政支援

主な要望先：国土交通省（都市・地域整備局まちづくり推進課）

京都市の担当課：建設局 道路部 放置車両対策課長 澤田忠明 TEL 075-222-3523

建設局 管理部 監理検査課長 山本和夫 TEL 075-222-3534

都心部撤去実績（平成 17 年度）

| 区 分 | 撤去回数                | 撤去台数                      | 全市に占める割合 |
|-----|---------------------|---------------------------|----------|
| 自転車 | 212 回<br>(全市 891 回) | 16,727 台<br>(全市 63,723 台) | 26.2%    |
| 原 付 | 63 回<br>(全市 75 回)   | 453 台<br>(全市 564 台)       | 80.3%    |

放置自転車等実態調査結果

| 調査区分 | 対 象 | 都心部     |         | うち歴史的都心 |         |
|------|-----|---------|---------|---------|---------|
|      |     | 平日      | 休日      | 平日      | 休日      |
| 昼 間  | 自転車 | 3,784 台 | 4,756 台 | 1,994 台 | 2,750 台 |
|      | 原付等 | 545 台   | 397 台   | 349 台   | 177 台   |
| 夜 間  | 自転車 | 6,091 台 | 5,824 台 | 3,012 台 | 2,836 台 |
|      | 原付等 | 862 台   | 616 台   | 399 台   | 318 台   |

都心部：先斗町通，綾小路通，両替町通，押小路通に囲まれた地域

歴史的都心：河原町通，四条通，烏丸通，御池通に囲まれた地域

調査日 平日：平成 18 年 5 月 25 日(木)（天候：晴れ）

休日：平成 18 年 7 月 30 日(日)（天候：晴れ）

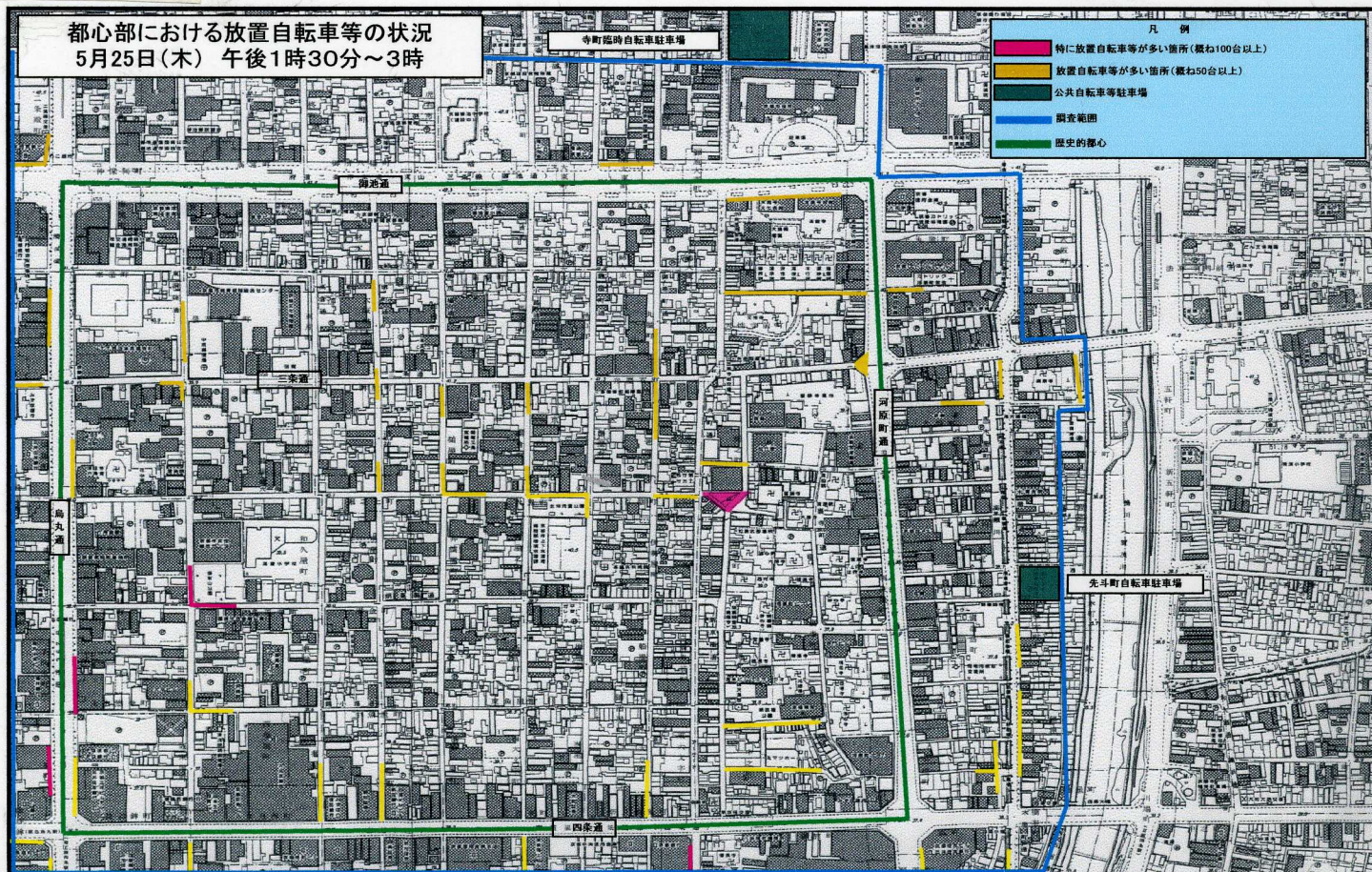
調査時間 昼間：午後 1 時 30 分～午後 3 時

夜間：午後 6 時 30 分～午後 8 時

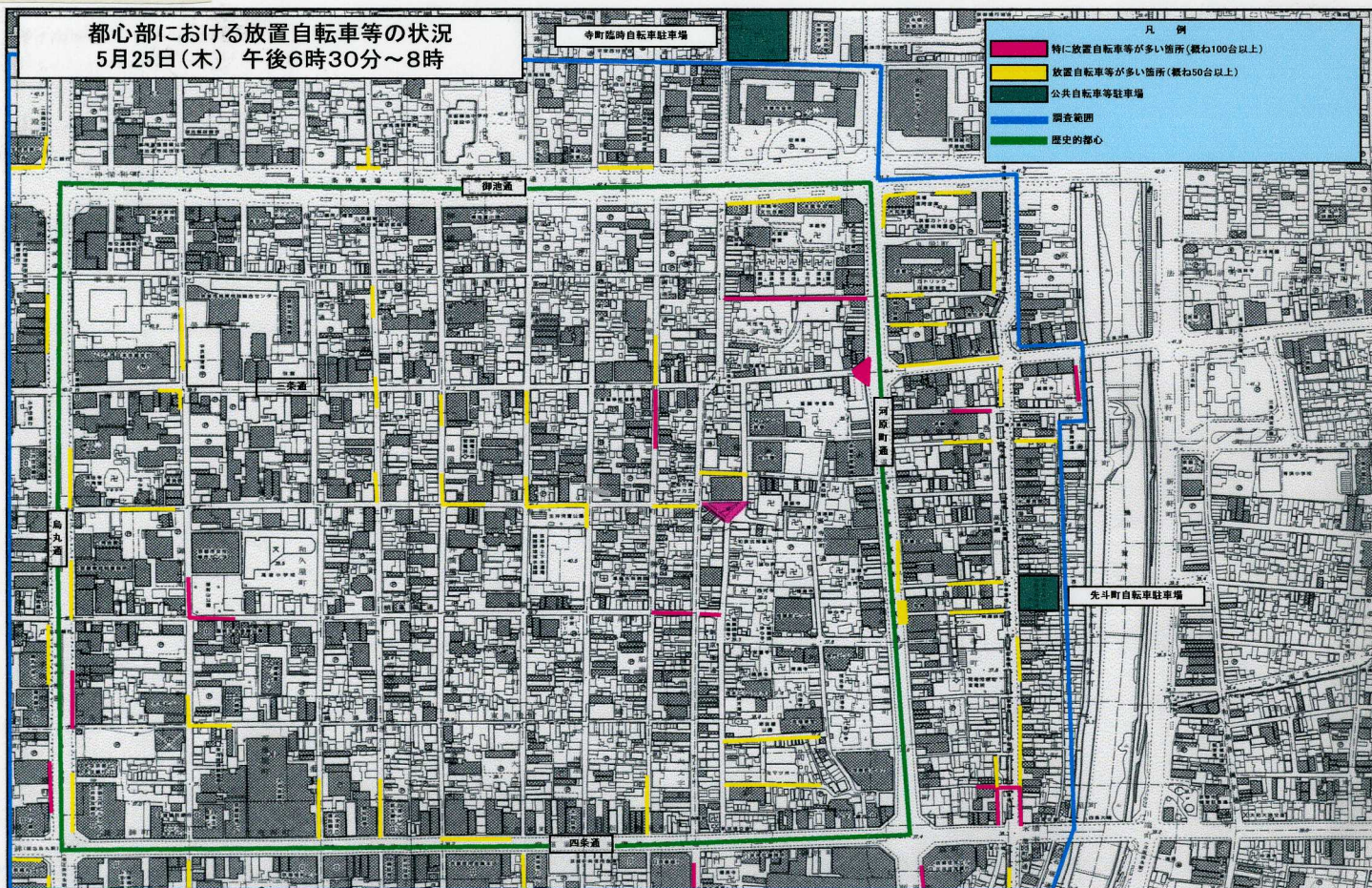
\* 都心部放置自転車等対策アクションプログラムの概要

- 対象地域：都心部で，先斗町通，綾小路通，両替町通，押小路通に囲まれた地域
- 取組期間：平成 18 年度から平成 22 年度まで
- 5 つのアクション：
  - 「駐輪スペース確保」
    - 2,500 台分の自転車等駐車場の整備（平成 18 年度～22 年度）
    - ・まずは，平成 18 年中に生祥小学校プール跡地での整備に着手（530 台分）
  - 自転車駐車場付置義務の強化（平成 21 年度）
    - ・対象となる店舗面積の引下げや対象施設の拡大
  - 民間自転車等駐車場整備助成金制度の創設（平成 20 年度）
    - ・民間事業者の参入を促進する仕組みづくりとして，民間自転車等駐車場の整備に対する助成金制度を創設
  - 「駐輪マナー向上」
    - 地域との協働による啓発・監視活動（平成 19 年度）
      - ・都心部放置自転車追放協議会（仮称）の設置
      - ・地域主体の啓発・監視活動の実施
      - ・自転車等駐車場の利用促進
  - 放置自転車撤去の強化（平成 19 年度）
    - ・保管所の整備（約 1,500 台収容）
    - ・自転車等撤去強化区域の拡大
    - ・啓発・監視活動との連携・連動した撤去の強化
    - ・夜間・休日撤去の実施

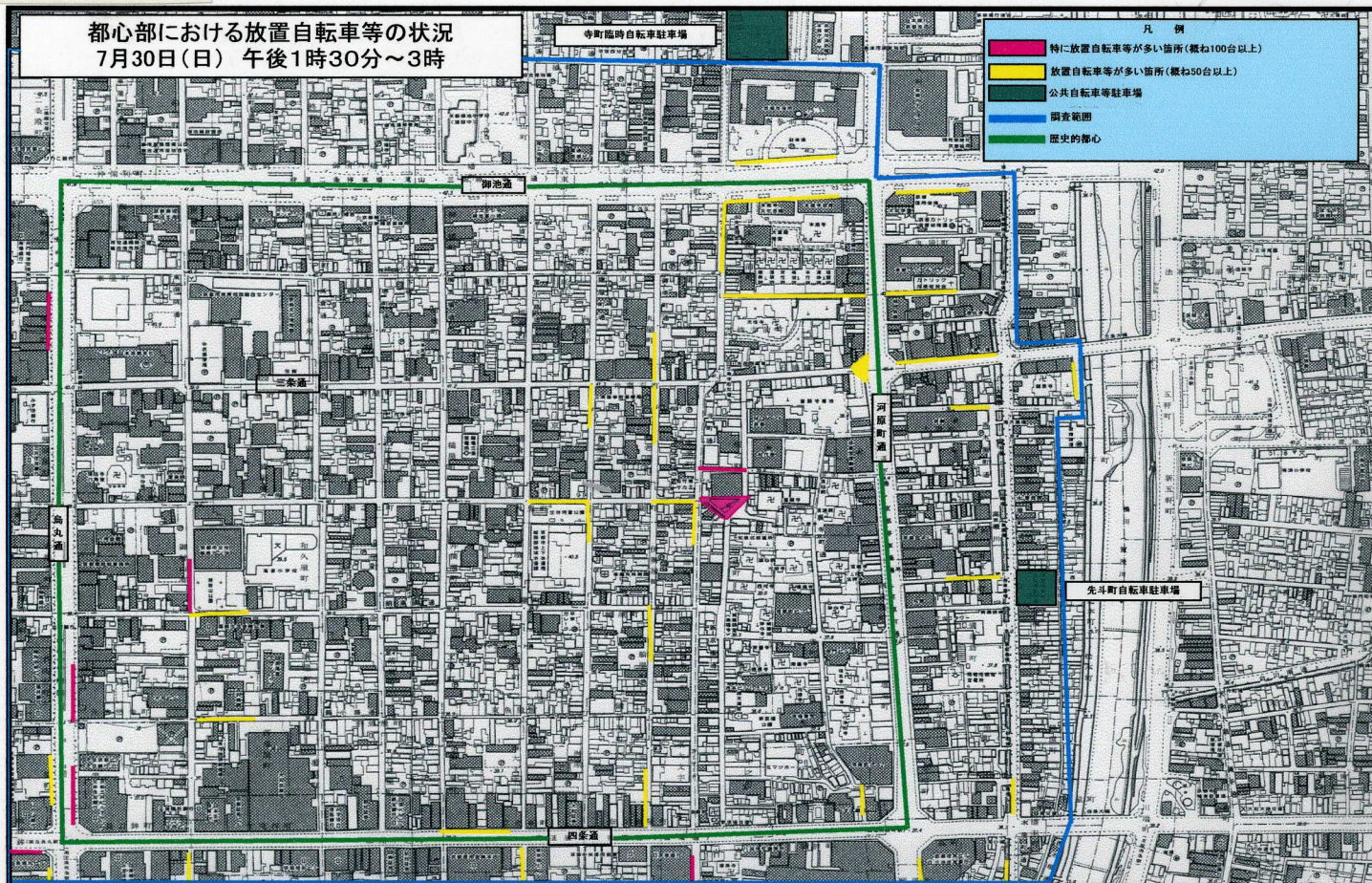
平日（昼間）



平日（夜間）



休日（昼間）



休日（夜間）

